

水道事業危機管理マニュアル

うぐいすの森自治会

平成27年 10月 1日策定

目 次

I	総則	1
1	目的	1
2	基本方針	1
II	基本事項	1
1	危機の分類	1
2	危機レベルの区分	1
3	危機レベルの移行	1
III	危機管理体制の整備	1
1	危機の未然防止対策の整備	1
(1)	水道施設・設備の耐震化	1
(2)	水源監視・施設監視	1
(3)	応急給水・応急復旧体制の整備	1
2	平常時の体制	2
(1)	危機発生時の連絡体制	2
(2)	情報収集	2
(3)	訓練等の実施	2
(4)	情報提供	2
IV	災害復旧活動	2
1	初動体制	2
(1)	基本方針	2
(2)	対応基準	2
(3)	水道施設災害発生時の初動体制フロー	2
2	水道施設災害対策本部	3
(1)	設置	3
(2)	水道施設災害対策本部の構成等	3
(3)	水道施設災害対策本部の組織	3
3	水道施設災害対策会議	3
(1)	会議の開催	3
(2)	対策会議の構成	3
(3)	応急対策方針の決定	3
4	水道施設災害復旧活動の実際	3
(1)	活動の体制	3
(2)	緊急連絡先	4
5	水道施設の被害情報及び水質事故の報告	4
V	応急給水活動	5
1	応急給水作業	5
(1)	応急給水作業の流れ	5
(2)	応急給水方法	5
(3)	応急給水計画	5
(4)	応急給水作業時の留意事項	5
VI	応急復旧活動	6
1	基本方針	6
2	応急復旧活動の種類	6
3	応急復旧方針の決定	6
4	復旧活動	6
(1)	施設復旧作業(建築物、電気計装設備等)	6
(2)	管路復旧作業(送水管、配水管、給水装置等)	6
(3)	水質事故に対する復旧作業	7
(4)	クリプトスポリジウム等水系感染症の発生時の対応	7
(5)	大規模停電時の対応	7

VII	広報活動	8
1	基本方針	8
2	広報活動	8
	(1)平常時の広報	8
	(2)災害時の広報	8
VIII	応援要請	9
1	応援要請	9
	(1)関係者との情報連絡及び情報収集	9
	(2)応援要請手続	9
	(3)佐久水道企業団への応援要請	9
	(4)長野県佐久地方事務所環境課への応援要請援助依頼	9
	(5)自衛隊への災害派遣要請	9
2	応援受入	9
	(1)応援受入準備	9
	(2)応援受入に伴う費用負担	9
IX	訓練・予防・準備	10
1	訓練	10
	(1)教育訓練	10
	(2)情報連絡訓練	10
2	災害予防	10
3	準備	10
	(1)資機材の備蓄	10
	(2)マニュアルの更新	10
X	その他	11
1	緊急時連絡網	11
2	連絡先一覧表	12
3	応急給水拠点場所位置図	13
4	書式(給水車使用許可申請書)	14
5	書式(水道原水水質汚濁事故報告書)	15
6	書式(水道水質事故報告書)	16
7	書式(水道施設被災状況報告書)	17

《添付資料》

- ・施策実施のためのロードマップ及び費用の概算

I 総 則

1 目的

本マニュアルは、うぐいすの森自治会が運営するうぐいすの森別荘地区簡易水道事業(以下「水道事業」という)の水道施設に被害が発生し又は発生が予想されるとき¹の体制を具体的に定め、円滑な活動により、ライフラインである水道水を確保することを目的とするものである。

2 基本方針

水道事業は、安全な飲料水を提供することを目的とした重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な危機を未然に防止し、危機発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制及び関係機関との連携体制を構築する。

II 基本事項

1 危機の分類

危機を、その事態により次のように区分する。

区 分		事 態
自然災害	1	地震、風水害、土砂災害等
大規模な事故	2	広域的停電事故等
施設事故	3	配水幹線事故等による断水・濁水等
	4	水道管の異常を起因とする道路陥没
	5	貯水場、ポンプ場等の異常事態
水質事故	6	原水の水質異常
	7	貯水場における水質異常
	8	配水及び給水における水質異常
異常濁水	9	井戸の濁水
その他	10	水道管の施工中及び既設施設管理中の事故
	11	施設等の破壊テロ
	12	化学物質、細菌等によるテロ
	13	新型インフルエンザ等による人への被害

2 危機レベルの区分

危機を、その程度により次様に区分する。

レベル	程 度 及 び 内 容
レベル 1	危機の範囲やその影響が非常に小さく、水道技術管理者又は水道設備補修業者における対応で措置できる場合。
レベル 2	危機の範囲やその影響が比較的大きく、水道技術管理者・水道設備補修業者及び水道事業者が情報交換などの連携して対応する必要がある場合。
レベル 3	危機の範囲やその影響が非常に大きく、水道技術管理者・水道設備補修業者・水道事業者及び関係機関の応援要請により対応する必要がある場合。

3 危機レベルの移行

水道技術管理者は、危機の状況に応じて速やかに危機レベルを決定し、危機の状況の推移に応じて速やかに危機レベルを移行するものとする。

III 危機管理体制の整備

1 危機の未然防止体制の整備

平常時から、多様な危機を未然に防止する為の対策を講ずるものとする。

(1)水道施設・設備の耐震化

経年劣化した水道施設・設備の更新、老朽化した配管の布設替え、耐震管の採用、緊急貯水槽の設置などを実施し、水道施設の被災時における断水被害の軽減、早期復旧を図るための施設整備を推進する。

(2)水源監視・施設警備

水源の監視や水道施設の警備の強化及び関係機関との連携を強化し情報収集に努める。

(3)応急給水・応急復旧体制の整備

危機発生時において、応急給水及び施設の応急復旧が速やかにできるよう水道事業の体制を整備する。

2 平常時の体制

(1)危機発生時の連絡体制

緊急時の連絡網を整備する。

(2)情報収集

危機を未然に防止するため、日常業務を通じて予測される危機等に係る情報の収集に努め、危機の未然防止の為に必要な措置を講ずる。

(3)訓練等の実施

危機発生時において、迅速かつ的確な現場対応能力の向上と関係機関との連携・強化を図るため防災訓練等を実施する。

- ① 対策本部運営訓練
- ② 他地域・他関係機関との合同防災訓練
- ③ 応急給水訓練(運搬給水、拠点給水)
- ④ 広報計画、復旧計画、作業工程作成訓練
- ⑤ 机上訓練

(4)情報提供

危機管理の施策に関して自治会員及び関係機関への情報提供を行い、危機を未然に防止するとともに危機発生時に必要な飲料水の確保及び危機発生時の通報協力等を得るための積極的な広報に努める。

IV 災害復旧活動

1 初動体制

(1)基本方針

初動体制においては、災害発生後、災害の規模・内容に応じ、迅速な対応により、情報収集・今後の活動方針及び関係機関等への応援要否等判断体制を構築するものとする。

また、総合的な方針を決定する組織として水道施設災害対策本部を設置し、被害の状況に応じた復旧活動方針を決定し、順次復旧活動を実施していくものとする。

(2)対応基準

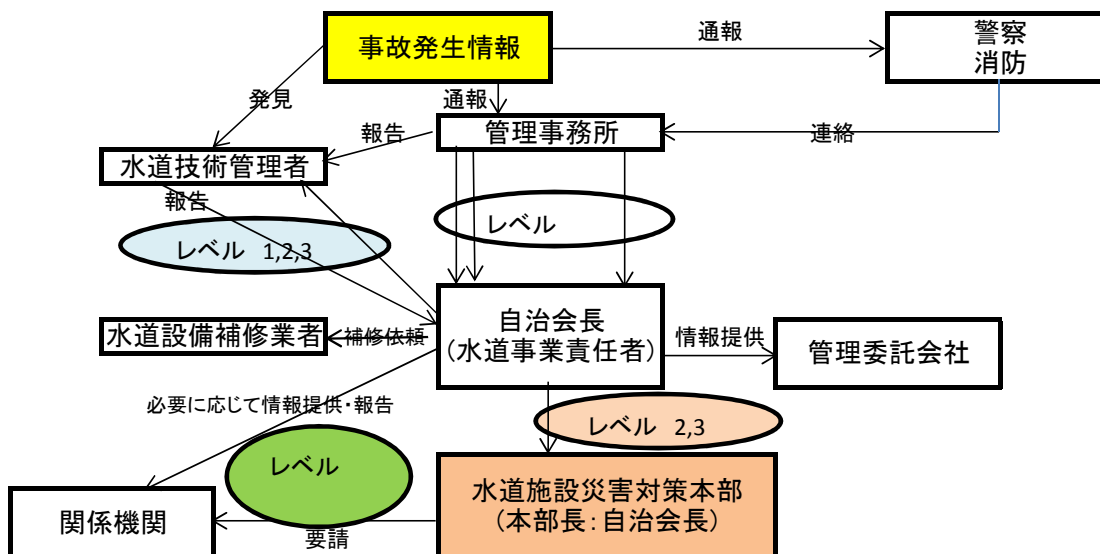
危機レベルに応じて、それぞれの形態にて対処するものとする。

危機レベル及び被害の程度・内容により水道施設災害対策本部を設置して、必要な情報収集分析と対応方針の決定にあたる。

対応基準は、次の通りとする。

項目	レベル 1	レベル 2	レベル 3
被害の範囲	限定的	相当規模	広範囲
被害の影響	小さい	中規模	大規模
対応形態	水道技術管理者又は水道設備補修業者	水道技術管理者・水道設備補修業者・水道事業者	水道技術管理者・水道設備補修業者・水道事業者・関係機関
対応責任者	水道技術管理者	自治会長	自治会長

(3)水道施設災害発生時の初動体制フロー



2 水道施設災害対策本部

(1)設置

水道施設災害対策本部は、自治会長がこれを設置する。

(2)水道施設災害対策本部の構成等

① 構成

水道施設災害対策本部の構成は、うぐいすの森自治会理事及び水道技術管理者とし、必要と認めるときは、水道設備補修業者及び別荘地管理委託会社等に出席を要請する。

② 設置場所

水道施設災害対策本部は、うぐいすの森自治会館内に置く。

③ 協議・決定

水道施設災害対策本部は、応急給水・水道施設の応急復旧等の具体的対策について協議し決定する。

(3)水道施設災害対策本部の組織

水道施設災害対策本部は、次表の通りとする。

	班長	業務
総括	自治会長	対策本部総括
	水道技術管理者	総括補助 水道技術面での責任者
総務班	自治会副会長	情報収集 広報等
工務班	自治会副会長	応急復旧
給水班	自治会副会長	応急給水

* 各班の班員は、自治会理事をもってこれに充てる。

3 水道施設災害対策会議

(1)会議の開催

本部長(自治会長)は、情報収集活動、応急給水活動及び応急復旧活動(以下「応急対策」という)を行うときは、水道施設災害対策会議(以下「対策会議」という)を開催し、応急対策方針を決定し、迅速かつ的確に実施するものとする。

(2)対策会議の構成

対策会議の構成は、水道施設災害対策本部構成員を以って構成する。

ただし、必要に応じて水道設備補修業者及び別荘地管理委託会社を加えることが出来る。

(3)応急対策方針の決定

① 情報収集の指示に関すること

情報の内容、調査の範囲の決定

② 応急給水に関すること

応急給水の要否、応急給水量、給水場所、給水方法等の決定

③ 関係機関への応援要請に関すること

応援要請の要否、要請先及び要請内容等の決定

④ 水道施設の復旧方針に関すること

復旧対象施設の優先順位の決定

⑤ 被災状況、復旧状況の確認及び分析に関すること

今後の活動方針を決定するための被災状況及び復旧状況の確認と分析

⑥ 対策会議の解散に関すること

復旧作業の進捗による通常業務での対応の可否の判断

⑦ その他重要な災害対策に関すること

4 水道施設災害復旧活動の実際

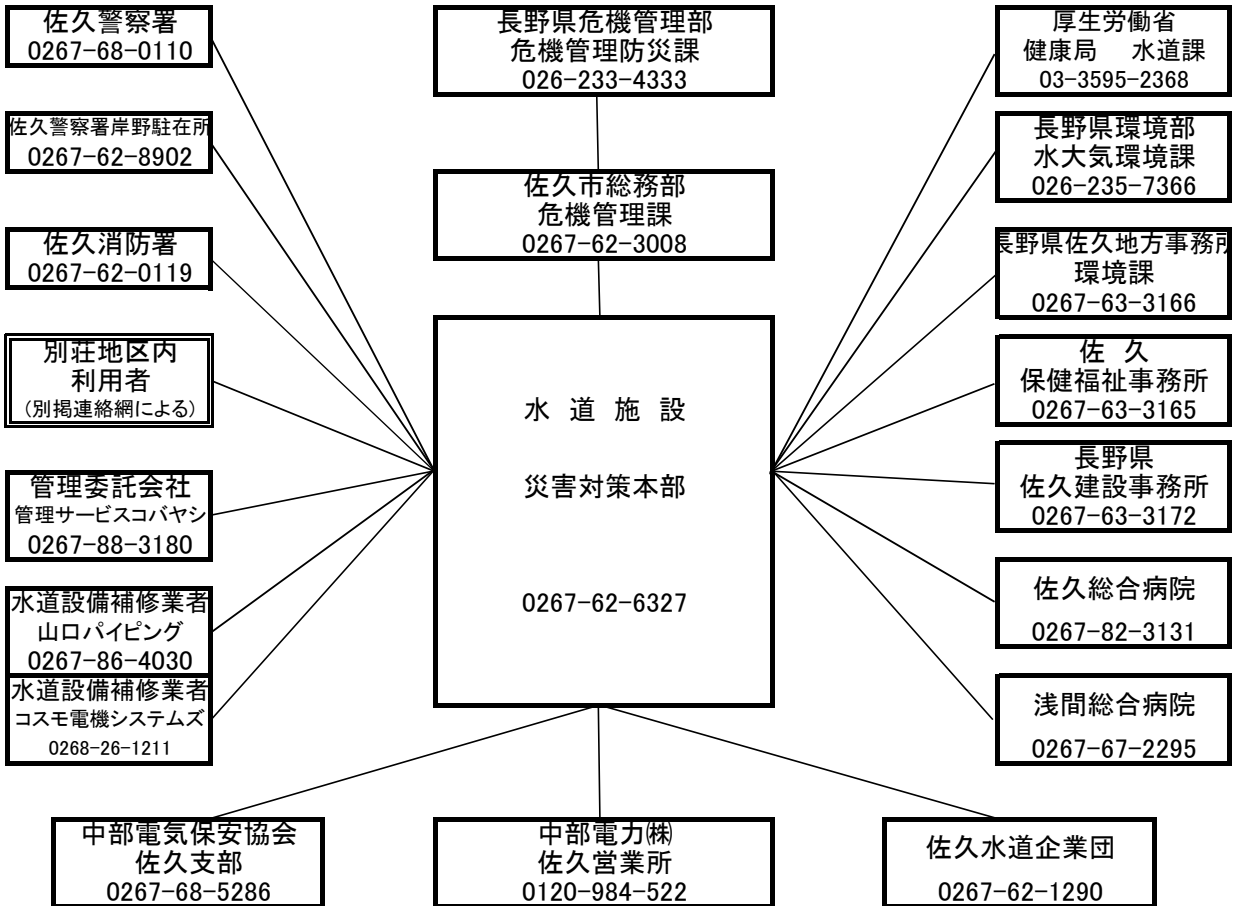
(1)活動の体制

災害復旧活動は、次の活動基準により活動に着手し活動するものとする。

危機の種類	活動基準	活動内容
地震	震度4以上の地震観測時又は同規模の揺れを感じたとき	水道施設の破損状況に関する情報収集を行う。破損ある場合又はその恐れのある場合は水道技術管理者に報告する。水道技術管理者は直ちに自治会長と協議しその対処にあたる。
	震度5以上の地震	同上
水害	長時間の洪水警報	同上
	給水管流出の恐れがある場合	同上 応急復旧・断水準備態勢をとる
	給水管流出事故	復旧対応・給水体制をとる。長期間に亘ると想定される場合、給水応援要請する

危機の種類	活動基準	活動内容
水質異常	水質異常の情報受信	原水～給水設備に関する情報収集を行う。異常又はその恐れのある場合は、水質検査を依頼し、異常の原因を把握する。
	給水停止の恐れがある場合	災害対策会議にて応急給水対応を検討する。給水停止広報を行う。
	給水停止を実施する場合	災害対策会議にて応急給水対応を検討する。長期間の場合、給水応援要請する。
施設事故	漏水事故	漏水箇所を特定し、応急復旧対応を水道設備補修業者に依頼する。漏水による影響範囲が比較的広範囲のとき、簡易給水手配をする。
	配水池等の施設破損	復旧手配を行う。破損による影響範囲が広範囲のとき、給水応援要請する。
	広範囲・長期停電	復旧手配を行う。停電により給水困難などときは、応急給水応援要請する。
異常湯水	地下水源の減少	節水の広報活動
テロによる災害	テロ活動の情報受信	原水～給水設備に関する情報収集を行う。異常又はその恐れのある場合は、災害対策会議でその対策を検討する。
	テロによる給水停止を実施する場合	災害対策会議にて応急給水対応を検討する。給水停止広報を行う。

(2)緊急連絡先



5 水道施設の被害情報及び水質事故の報告

災害による断減水等水道施設の被害及び健康に影響を及ぼす水質事故等が確認されたときは、長野県佐久地方事務所環境課に報告するものとする。

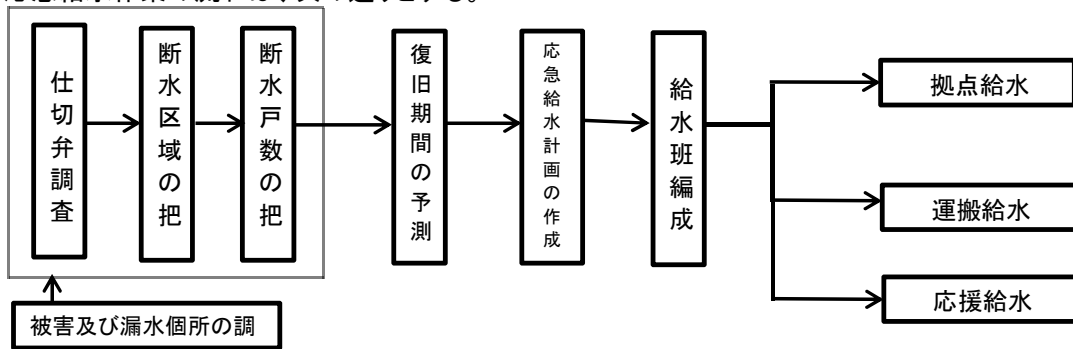
項目	報告すべき事態の内容	報告書式	報告方法	報告時
自然災害	地震・豪雨及びその他の自然災害(大雪・落雷による停電等)による断減水等の被害が確認されたとき	「水道施設被災状況報告書」(P17)	メール又はFAX	確認後直ちに
	震度4以上の地震が発生したとき			
漏水	漏水による断減水等の被害が確認されたとき	同上	同上	同上
事故	老朽化や道路工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害があったとき	水質異常⇒「水道水質事故報告書」(P16) 施設事故⇒「水道施設被災状況報告書」(P17)	同上	同上
	水道施設の障害による断減水等の被害があったとき			
	給水装置に係る重大な事故が発生したとき 道路陥没による通行止め等社会的な影響が大きい事故が発生したとき			
水質異常	水道原水の水質異常が確認されたとき	「水道原水水質汚濁事故報告書」(P15)	同上	同上
	水道原水にクリプトスポリジウム等の病原生物が検出されたとき			
	浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となったとき			
	一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化イオン、水銀及びその化合物のいずれかの項目について、基準を超えている場合 上記以外の項目で、水質基準値超過が継続すると見込まれる場合			
テロ	テロにより水道施設破壊、毒物混入、サイバー攻撃等が発生したとき	P15書式又はP16書式	同上	同上

V 応急給水活動

1 応急給水作業

(1) 応急給水作業の流れ

応急給水作業の流れは、次の通りとする。



(2) 応急給水方法

応急給水は、いずれかの方法により実施する。

給水の種類	方法	場所等
拠点給水	既存配水施設からの給水	拠点(自治会館)の給水口等
運搬給水	(1)ポリタンク等での配水 (2)車載用給水タンクによる給水	給水拠点から遠距離のとき
応援給水	(応急給水期間が長期に亘ることが判明した場合) 外部関係機関への応援要請を行い給水を受ける	給水拠点として自治会館前

(3) 応急給水計画

給水班は、応急給水実施にあたり、次の事項を検討し給水計画を作成する。

- ① 断水区域、断水戸数の把握

各種被害情報により、断(濁)水区域及び戸数を速やかに把握する。
また、対象区域に傷病者の有無を確認する。
- ② 給水拠点

給水拠点は、原則として自治会館とするが、特殊要因等を考慮し他の場所を拠点とすることもできる。
- ③ 給水方法の選定

給水方法の選定にあたっては、次の事項に留意した上で最も効果的な給水方法を決定する。

ア： 拠点給水
断水対象区域については、対象者の状況・運搬経路の被害状況等を勘案し拠点場所の選定を行う。

イ： 運搬給水
断水対象区域については、対象者の状況・運搬経路の被害状況等を勘案し運搬順位を検討して行う。

(4) 応急給水作業時の留意事項

- ① 水質検査等の徹底

応急給水を実施する場合は、次により水質の確認を行い水質管理の徹底を図る。

ア： 確認項目
《1》外見(濁り・色)、味、匂い
《2》残留塩素濃度が 0.2mg/l 以上あるか

イ： 水質確認時期
《1》給水車、給水タンクについては、補給後に実施
《2》ポリタンク、ポリ袋については、補給前に実施

ウ： 水質検査
応急給水期間が長期に亘ることが想定される場合、応急給水開始直後に拠点給水口で採水し外部検
機関により水質基準に基づく50項目の臨時的検査を実施する。
- ② 衛生管理の徹底

ア： 応急給水作業従事者は、清潔の保持に努める。
イ： 応急給水希望者が持参した容器(ポリタンク、ペットボトル等)については、使用状況を確認し、適宜洗
浄後給水する。
- ③ 応急給水場所の標示

応急給水場所は、周囲から目立つよう表示する。
- ④ 応急給水情報の連絡と給水状況の記録

応急給水作業の状況は、水道施設災害対策本部に適時連絡し、給水実績を記録する。

VI 応急復旧活動

1 基本方針

応急復旧活動は、応急給水活動が不要となるまでを活動の目安として、応急復旧計画を作成して実施する。被害を受けた施設・設備が使用不可能であると判断されたときは、復旧作業前に優先度を設定し復旧工事を行う。

2 応急復旧活動の種類

応急復旧活動の種類は、次の通りである。

- ① 施設の応急復旧
- ② 設備(機械・電気設備)の応急復旧
- ③ 送水管・配水管の応急復旧
- ④ 給水装置の応急復旧

3 応急復旧方針の決定

対策会議において、応急復旧活動の迅速な対応を図るため、集約した情報等を基に応急復旧規模及び方針を決定する。

4 復旧作業

各復旧作業にあたっては、事前に次の事項に関して水道設備補修業者又は別荘地管理委託会社と調整、協議を行う。

- ・復旧担当区域の確認
- ・資材搬入・搬出方法
- ・残土受入、舗装の方法
- ・指定緊急交通路、避難経路の設定と広報
- ・大型工作車両の進入
- ・応急復旧における広報
- ・仕切弁、止水栓操作に関して
- ・その他必要事項

(1)施設復旧作業(建築建造物、電気計装設備等)

建物建造物、電気計装設備等の復旧に当たっては、対替機能がなく給水に与える影響が大きい施設、二次災害発生が予想される施設を優先する。

① 緊急作業(水道技術管理者の指示・判断による)

貯水池、送水中継室等の建造物が被害を受けたときは、次により緊急措置を行う。

ア：処理能力の判断

現地調査において、次の時は水道施設災害対策本部へ連絡し、運転を中止する。

- 《1》二次災害発生の恐れがあると判断される時。
- 《2》水質面から見た適切な浄水処理が出来ていないと判断される時。

イ：配水施設の継続運転措置

応急措置により運転継続可能と判断されたときは、次により安定した継続運転が可能となるよう作業を行う。

- 《1》巡回等により水道施設の運転監視を強化する。
- 《2》次亜塩酸ナトリウムの漏えいを発見したときは、漏えい防止措置を図るとともに漏えいした次亜塩素の中和処理(苛性ソーダの投入)を行う。
- 《3》停電時には、中部電力㈱に復旧見込み時間を確認する。
- 《4》水質計器が被災したときは、直接採水による臨時の水質検査を実施し、水質管理に努める。
- 《5》継続運転中において、二次災害の発生の恐れがあると判断される時は、運転を中止する。

② 水質管理

ア：災害直後における貯水池の緊急時の水質検査

- 《1》検査項目は、濁り、色、残留塩素について確認する。
- 《2》次亜塩酸ナトリウム注入器の停止等により適正な浄水処理が出来ないと判断したときは、直ちに給水停止を実施する。

イ：復旧過程における総合的な水質監視

- 《1》復旧した施設については、定期的に給水の水質確認を行う。
- 《2》定期的水質検査の結果、飲料水に適さないと判断される場合は、直ちに給水停止措置を実施する。

③ 復旧作業

ア：災害を受けた施設及び電気計装装置・安全装置等の復旧は、水道設備補修業者に依頼し、復旧に努める。

イ：復旧完了時は、復旧内容等活動内容を記録する。

(2)管路復旧作業(送水管、配水管、給水装置等)

送水管路の復旧に当たっては、原則として施設上流部から行き、管体の破壊や継ぎ手の脱着等管路が切断されているものの復旧を優先する。

配水管については、配水池を起点とする配水幹線を優先する。

① 緊急作業

仕切弁操作による被害影響範囲の縮小と限定化を図る。二次的措置として、配水系統の切替を行うことを検討する。

家屋が倒壊し若しくは焼失し、所有者が長期不在の家屋に係る給水装置から漏水している場合は、止水栓の閉栓により止水する。

② 復旧作業

ア：復旧に当たっては、原状復旧を原則とするが、緊急性及び必要により仮配管・路上配管等の仮復旧を行う。

イ：応急復旧計画により、優先管路から水道設備補修業者又は別荘地管理委託会社に依頼し復旧作業を行う。

ウ：業者等に依頼するときは、できる限り契約等の証する書類を取り交わす。

エ：復旧作業完了後給水を開始するときは、給水栓における遊離残留塩素濃度を0.2mg/l以上を確保する。

オ：復旧完了時は、復旧内容等活動内容を記録する。

(3)水質事故に対する復旧作業

水質異常の原因を見極めることを最優先に行うが、原因究明に時間を要する時もあるため、送水しないことを基本として、復旧作業を行う。

応急給水している場合は、応急給水も停止することとする。

水道技術管理者は、状況により、水道法等関係法令に基づく取水停止等の判断を行う。

① 水道施設に有害物質等が流入したとき

《1》直ちに給水を停止する。

《2》給水停止の状況、復旧の見込み等確認できる正確な情報を広報する。

《3》配水池に流入したときは、出口弁を全閉し、排水作業の後、洗浄作業を水道設備補修業者に依頼し、水質が正常となったときに配水を再開する。

《4》幹線配水管に流入したときは、上流部から採水調査ポイントを決め、影響範囲の確定を行い上流部から水道設備補修業者に洗浄作業を依頼する。

《5》応急給水については、関係機関への応援要請による応援給水を行う。

② 給水装置にクロスコネクションや汚水が流入したとき

《1》給水を停止し、ただちに利用者に飲用中止の周知を行う。

《2》原因の除去後、水道設備補修業者に管の洗浄を依頼し、必要な水質検査を行い、安全を確認したうえで給水を再開する。

《3》給水停止が比較的長期に亘る場合は、配水系統の切り替えを行うことを検討する。

(4)クリプトスポリジウム等水系感染症の発生時の対応

汚染された可能性があるかと判断したときは、次により感染拡大を防ぐ対策を講じるものとする。

《1》配水池への配水を止め、検査機関に依頼し、汚染された施設及び原因を特定させ、汚染された施設からの送水を停止する。

《2》対象配水区域利用者に対し、人体への影響、飲用方法、予防方法等について広報活動を行う。

《3》濾過濁度の十分な確認を行うとともに、塩素消毒(ただし、クリプトは耐塩索性、ジアルジアは非耐塩索性)を強化し、配水池・配水管の排水・洗浄を水道設備補修業者に依頼して行う。

《4》配水池、給水栓において水質検査を行い、クリプトスポリジウム等水系感染症の不検出を確認した後、通常給水を再開する。

(5)大規模停電時の対応

大規模停電が発生したときは、電気事業者との連絡等を十分に行い、優先施設から順次通電が可能となるよう連携し、復旧作業を進める。

なお、停電が長期化すると見込まれるときは、関係機関への応援要請による応援給水を受ける。

① 電気事業者・電気保安協会との連携

大規模停電時には、中部電力(株)及び(財)中部電気保安協会から停電に係る情報(停電原因、停電範囲、復旧予定時間)を収集し、復旧作業が円滑に行うことができるよう準備する。

② 水道設備補修業者との連携

大規模停電時には、電気計装装置・給水装置等に異常をきたすことが考えられ、予め水道設備補修業者に情報提供し、復旧作業を依頼する。

VII 広報活動

1 基本方針

平常時は、利用者に対し災害時の応急給水対策についての正しい知識の普及を図るための広報活動を行う。
 災害時は、断水の状況や応急給水の実施状況、復旧の見込み等について随時適切な情報を提供し、円滑に
 応急復旧が行えるよう復旧活動範囲に応じた広報活動を行う。

2 広報活動

(1) 平常時の広報

① 広報内容

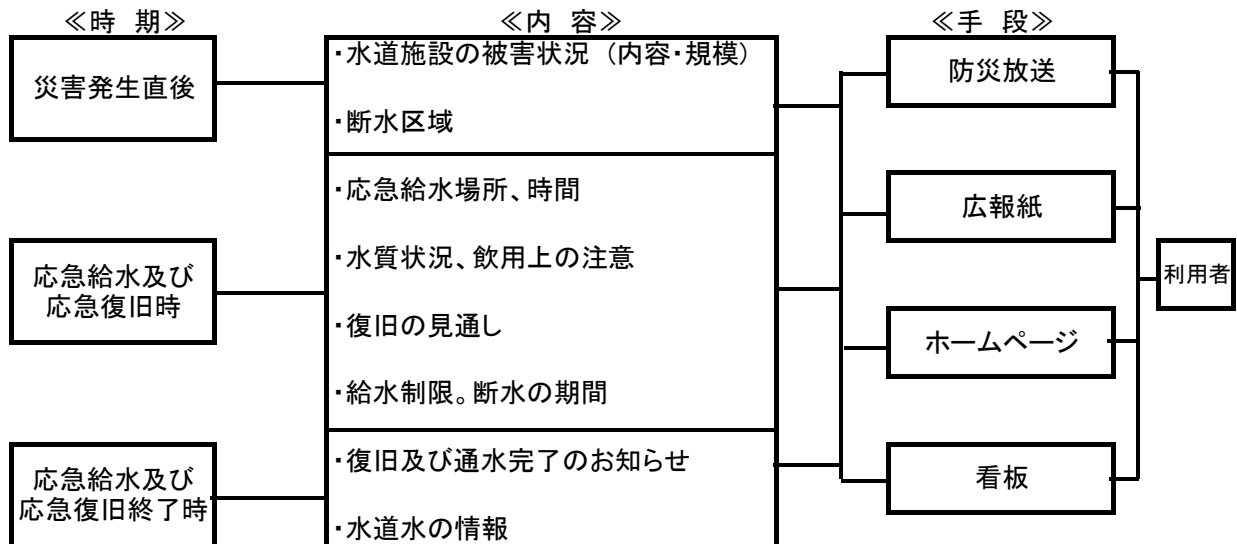
- ア：平常時における各家庭での飲料水の備蓄(最低3ℓ/人・日)
- イ：避難時の止水栓、蛇口の開閉の確認
- ウ：応急給水に必要な容器(ペットボトル、ポリタンク等)
- エ：応急給水拠点における注意事項

② 広報の方法

- ア：自治会広報紙への掲載
- イ：ホームページでの常時掲載
- ウ：防災訓練時等にチラシの配布

(2) 災害時の広報

災害時の広報は、災害の変化・応急対策の進捗状況に併せて行う。



① 地震・設備事故時の広報

被害地域内の利用者に対しては、不安や不必要な混乱等を生じさせないよう、応急給水内容、復旧活動内容、
 復旧見込み等について、的確な情報提供を行う。

広報方法は、防災放送、チラシ配布等により行う。

具体的な内容は次の通り。

- ア：応急給水関係
 - 《1》応急給水場所、給水方法、必要物
 - 《2》給水時間の案内
 - 《3》水質保持の方法
- イ：応急復旧関係
 - 《1》断水区域
 - 《2》復旧状況(作業状況、復旧予定時期)
 - 《3》苦情、要望の受付先

Ⅷ 応援要請

1 応援要請

対策会議にて応援要請が必要と認めるときは、本部長は災害対策本部を通じて関係機関へ応援を要請する。

(1)関係者との情報連絡及び情報収集

水道施設災害対策本部総務班は、次の情報を収集整理する。

- ① 別荘地区内の被害状況(地区外の交通規制状況、地区内への進入ルート等)
- ② 応急給水活動の要否及び規模
- ③ 復旧協力業者の調達可否状況

(2)応援要請手続

水道施設災害対策本部総務班は、対策会議にて応援要請することが決定したときは、次により各要請先に対して応援要請手続きをする。

ただし、文書にて応援要請を行うことが困難なときは、口頭又は電話等により要請し後日文書を送付する。

要請に当たっては、次の事項に関して予め調整しておくものとする。

- ① 必要とする応援作業の内容及び見込期間
- ② 必要とする職種別要人員、機械器具、水道資材の種類及び数量
- ③ 休憩所、宿泊場所
- ④ 連絡担当者の氏名、連絡場所、電話番号等

(3)佐久水道企業団への応援要請

対策会議にて、応急給水応援要請をすることが決定したときは、次により佐久水道企業団に対して応援要請手続きをする。(書式は、14P「給水車使用許可申請書」)

ただし、文書にて応援要請を行うことが困難なときは、口頭又は電話等により要請し後日文書を送付する。

要請に当たっては、第二項の事項に関して予め調整しておくものとする。

(4)長野県佐久地方事務所環境課への報告及び応援要請

前項佐久水道企業団への応急給水応援要請又は関係団体等へ応援要請を行ったときは、長野県佐久地方事務所環境課に報告し、応援要請を行う。

ただし、文書にて応援要請援助依頼を行うことが困難なときは、口頭又は電話等により依頼し後日文書を送付する。

依頼に当たっては、前項佐久水道企業団又は関係団体への応援要請書写しを添付する。

(5)自衛隊への災害派遣要請

災害の被害が甚大で、応急復旧活動による復旧困難をきたすときは、佐久市災害対策本部を經由し、長野県災害対策本部長あてに自衛隊災害派遣要請を行うよう依頼する。

2 応援受入

(1)応援受入準備

各班は対策会議にて応援要請が決定されたときは、要請活動と並行して、次の受け入れ準備を行う。

- ① 応援依頼業務に係る打合せ資料を作成する
- ② 受入れ後の担当者の選任を行う
- ③ 休憩所、宿泊場所の予約等を行う

(2)応援受入に伴う費用負担

応援受入れによる費用の負担は、原則として「佐久水道企業団 給水車の貸出しに関する要綱」第9条(費用負担)に基づき、費用を負担する。

佐久水道企業団 給水車の貸出しに関する要綱に基づく費用負担

区 分		費 用
貸出し 給水車	No. 5号車	無 償
	No. 28号車	5,000円 / 1日当たり
	No. 29号車	5,000円 / 1日当たり
	No. 33号車	5,000円 / 1日当たり
人件費	職員一人当たり	2,000円 / 1時間当たり

注1:給水車No. 28、29、33号車はポンプ搭載車両

注2:応援派遣職員は、原則給水車の運転及び操作のため、2名

Ⅸ 訓練・予防・準備

1 訓練

(1)教育訓練

- ① 各理事は、本マニュアルに基づいて災害時の対応を確認する。
- ② 関係機関等による水道技術講習会等に参加した理事は、講習内容の周知を図る。
- ③ 給水タンク(車)による応急給水方法等の外部講習会には積極的に参加する。

(2)情報連絡訓練

- ① 指示・依頼等情報の伝達、緊急時の連絡体制による情報連絡に関して訓練を行う。
- ② 水道設備補修業者との施設点検報告等の合同訓練を実施する。

2 災害予防

災害の予防、災害が発生したときの給水に与える影響の提言及び被災したときの迅速な復旧を図るため、別紙添付の「施策実施のためのロードマップ」に従い、次の水道施設の改良・整備を計画的に進める。

- 《1》配水老朽管の更新
- 《2》配水管の耐震化
- 《3》配水池の耐震化
- 《4》非常用電源設備の更新

3 準備

(1)資機材の備蓄

備蓄資機材は、製品の仕様向上、経年劣化による使用不能等を考慮し、計画的に調達する。

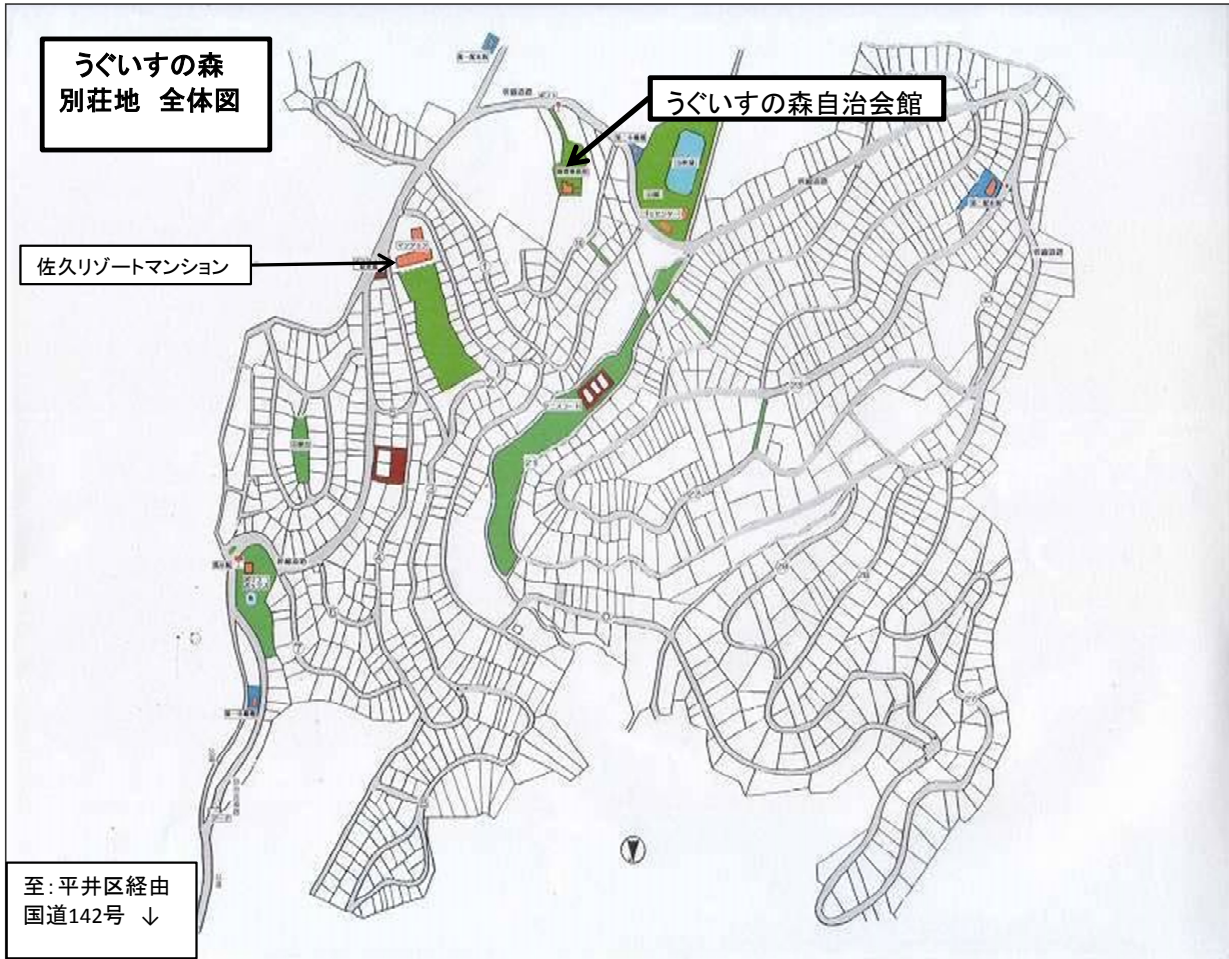
(2)マニュアルの更新

本マニュアルは、組織の変更、施設の変更、又は備蓄資機材の変更及びその他必要と認められるときには、随時更新する。

2 連絡先一覧表

	名 称	電 話 番 号	備 考
市	佐久市 災害対策本部長	0267-62-2111	市長
	佐久市 総務部 危機管理課	0267-62-3008	
	佐久消防署	2067-62-0119	
国・県	佐久警察署	0267-68-0110	
	佐久警察署 岸野駐在所	0267-62-8902	
	厚生労働省 健康局 水道課	03-3595-2368	
	長野県 危機管理部 危機管理防災課	026-233-4333	
	長野県 環境部 水大気環境課	026-235-7366	
	長野県 佐久地方事務所 環境課	0267-63-3166	
	長野県 佐久建設事務所	0267-63-3172	
	佐久 保健福祉事務所	0267-63-3165	
関係 団体	中部電力(株) 佐久営業所	0120-984-522	
	中部電気保安協会 佐久支部	0267-68-5286	
	佐久水道企業団	0267-62-1290	
	(有)管理サービス コバヤシ	0267-88-3180	
	(有)山口パイピング	0267-86-4030	
	(有)コスモ電機システムズ	0268-26-1200	
病院	佐久総合病院	0267-82-3131	
	浅間総合病院	0267-67-2295	

3 応急給水拠点場所位置図



うぐいすの森自治会館敷地拡大図

